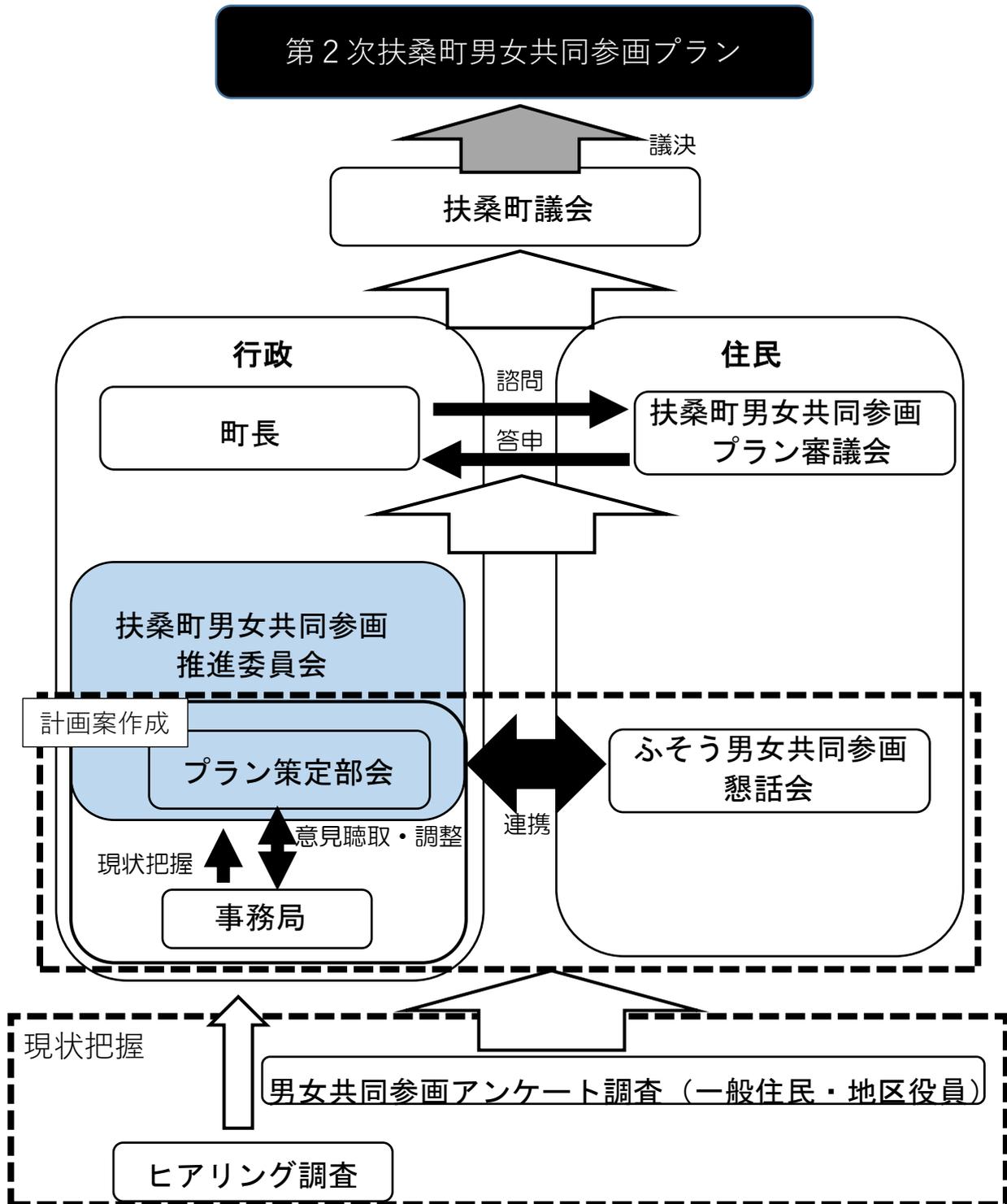


## 資料編

### (1) 計画策定の体制

本プランの総合的、効果的な推進を図るため、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。



## (2) 計画策定の経過

実施年月日	内 容
平成30年 5月23日	平成30年度第1回ふそう男女共同参画懇話会
6月27日	平成30年度第2回ふそう男女共同参画懇話会
7月25日	平成30年度第3回ふそう男女共同参画懇話会
7月27日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・アンケート調査内容について
8月10日	平成30年度第1回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・アンケート調査について
8月22日	平成30年度第4回ふそう男女共同参画懇話会
9月 7日～ 9月27日	地区役員アンケート調査（駐在員・自主防災会長・女性消防クラブ会長対象）実施
9月26日	平成30年度第5回ふそう男女共同参画懇話会
10月10日～ 10月31日	一般アンケート調査（15歳以上対象）実施
10月24日	平成30年度第6回ふそう男女共同参画懇話会
11月13日	団体ヒアリング（高齢者支援者対象）実施
11月28日	平成30年度第7回ふそう男女共同参画懇話会
12月 1日	男女共同参画サテライトセミナー ・地区役員アンケート調査結果（概要版）配布
12月19日	平成30年度第8回ふそう男女共同参画懇話会
平成31年 1月23日	平成30年度第9回ふそう男女共同参画懇話会
2月27日	平成30年第2回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・アンケート調査結果及び団体ヒアリング調査結果について
2月27日	平成30年度第10回ふそう男女共同参画懇話会
3月25日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・アンケート調査結果について
令和元年 5月22日	令和元年度第1回ふそう男女共同参画懇話会
5月24日	令和元年度第1回扶桑町男女共同参画推進委員会 ・第2次扶桑町男女共同参画プラン策定について
5月31日	第1回ふそう男女共同参画懇話会アンケート調査結果勉強会
6月 4日	第2回ふそう男女共同参画懇話会アンケート調査結果勉強会
6月 5日	各課目標シートの作成依頼（提出期限6月28日）
6月26日	令和元年度第2回ふそう男女共同参画懇話会
7月 2日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・第2次プラン体系等について

実施年月日	内 容
7月23日	令和元年度第1回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・アンケート調査結果からの課題抽出 ・第2次プラン体系について
7月24日	令和元年度第3回ふそう男女共同参画懇話会
8月22日	令和元年度第1回扶桑町男女共同参画プラン策定部会 ・プラン体系及び重点目標について ・現状と課題及び各課目標シートからの施策整理について
8月23日	第2次プラン（案）の各課施策等確認について（提出期限9月5日）
8月28日	令和元年度第4回ふそう男女共同参画懇話会
9月 1日	団体ヒアリング（男性グループ対象）実施
9月 5日	団体ヒアリング（女性グループ対象）実施
9月25日	令和元年度第5回ふそう男女共同参画懇話会
10月 1日	第2次プラン（案）の各課施策等最終確認（提出期限10月7日）
10月 8日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・プラン体系、重点目標の設定について ・各課施策・目標等について
10月23日	令和元年度第6回ふそう男女共同参画懇話会
10月30日	令和元年度第2回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・重点目標、具体的施策、各課目標について ・ヒアリング調査結果からの問題提起について ・計画の推進体制について
11月13日	第2回審議会を受けて修正後のプラン（案）各課配布
11月27日	令和元年度第7回ふそう男女共同参画懇話会
12月26日～ 令和2年 1月24日	第2次扶桑町男女共同参画プランパブリック・コメント
1月22日	令和元年度第8回ふそう男女共同参画懇話会
2月 6日	令和元年度第3回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・パブリック・コメント結果について
2月26日	令和元年度第9回ふそう男女共同参画懇話会
3月 2日	扶桑町議会に上程

### (3) 扶桑町男女共同参画プラン審議会

#### 扶桑町男女共同参画プラン審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、扶桑町男女共同参画プラン審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、扶桑町の男女共同参画プランに関し必要な調査及び審議を行わせるため、扶桑町男女共同参画プラン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 社会教育を代表する者
- (2) 女性の会を代表する者
- (3) 小中学校を代表する者
- (4) 保育園を代表する者
- (5) 公共的団体を代表する者
- (6) 住民活動団体を代表する者
- (7) 男女共同参画懇話会を代表する者
- (8) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(アドバイザーの設置)

第7条 男女共同参画プランの策定等に必要な技術的及び専門的な助言を聞くため、男女共同参画プランアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、町長が委嘱する。

2 アドバイザーは、学識経験を有する者とし、1人を置く。

(報酬及び費用弁償)

第8条 アドバイザー及び委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）に規定する額とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

## (4) 扶桑町男女共同参画推進委員会及び男女共同参画プラン策定部会

### ○扶桑町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成22年3月30日要綱第1号

#### 改正

令和元年8月9日要綱第11号

令和4年12月20日要綱第66号

#### 扶桑町男女共同参画推進委員会設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、扶桑町男女共同参画プランに基づき、扶桑町における男女共同参画社会の形成を推進するとともに計画の策定を行うため、扶桑町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 扶桑町における男女共同参画に関する施策を、関係機関と調整を図りながら、計画的かつ効果的に推進するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

**第3条** 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する計画の策定に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

**第4条** 委員会は20名以内の委員で組織する。

- 2 委員会の委員長は副町長とし、副委員長は生活安全部長とする。
- 3 委員会の委員は、町職員のうち町長が任命する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

**第6条** 委員長は会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

**第7条** 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

**第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員の中から必要な者を選び部会を開催することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、生活安全部地域協働課において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元年8月9日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

**附 則** (令和4年12月20日要綱第66号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## (5) ふそう男女共同参画懇話会

### ふそう男女共同参画懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 男女共同参画施策の推進に関する調査及び検討をするため、任意の団体として、ふそう男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (職務)

第2条 懇話会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する事項の調査・検討に関すること
- (2) 男女共同参画施策の立案・実施に関すること
- (3) その他男女共同参画社会の推進に関すること

#### (組織)

第3条 懇話会は、会長、副会長及び会員を持って組織する。

- 2 会長及び副会長は会員の互選により定める。
- 3 会員は住民の一般公募による。

#### (会長・副会長)

第4条 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 懇話会は必要があると認めるときは、会員以外のものを会議に出席させ、その意見または説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、扶桑町地域協働課において所掌する。

#### (委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

#### 附 則

この訓令は、平成20年6月11日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。